

○ 財務省令平成二十三年三十号(昭和五十七年大蔵省告示第十七号)に關する省令(昭和五十七年大蔵省告示第一項の規定に基づき、利付国債の発行等に關する。)を次の一とおり告示する。

平成二十一年二月十五日(昭和五十七年三月九日)に施行した。

財務大臣菅直人

一 行政条件等を次年のとおり告示する。二 法律の発行等に關する。三 法律の発行等に關する。四 法律の発行等に關する。

一 法律の発行等に關する。二 法律の発行等に關する。三 法律の発行等に關する。四 法律の発行等に關する。

一 法律の発行等に關する。二 法律の発行等に關する。三 法律の発行等に關する。四 法律の発行等に關する。

（昭和五十七年大蔵省告示第一項の規定に基づき、利付国債の発行等に關する。）

五

ハイ
方募

・別債行争非者特国札非
第参市及入価・別債発競
II加場び札格第参市行争
非者特国発競I加場入行争の

込募各割各当も各
み限国り申ての申
の度債当込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のよ割高
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて
入場も加、た価格国定特あ争争す得
札特の者財後格競債め別つ入るら
発別にご務に競争市る参て札札もれ
行參よと大行争入場も加、と發のる
「加るに臣わ札特の者財同行に価
と者発応がれの行參よと大にとるを
い・行募各の行參よと大にとるを
う第へ限國る募「加るに臣行い發そ
。II以度債入と者発応がわう行の
非下額市札のい・行募各れ。」以發
価一を場で決う第へ限國る、下行
格国定特あ定。」I以度債入価一価
競債め別つを及非下額市札格非格

七	イ	払	行 争 非 者 特 国	行 争 非 者 特 国	札 非	入 價 入 價	六	イ	發
八	格	込	入 價 ・ 別 債	入 價 ・ 別 債	發 競	札 格 行 札 格			
九	競	金	札 格 第 参 市	札 格 第 参 市	行 争	發 競 發 競			
十	争	額	發 競 II 加 場	發 競 I 加 場	入	行 争 額 行 争			
二	二	国 条 特 四 債 の 特 投 国 財 億 債 の 特 投 国 財 千 債 の 特 投 国 財							
兆	十	債 の 別 億 に 規 例 融 る 政 七 に 規 例 融 る 政 五 に 規 例 融 る 政							
四	八	に 規 会 円 つ 定 に 資 た 運 千 つ 定 に 資 た 運 十 つ 定 に 資 た 運							
千	億 つ 定 計	い に 関 特 め 営 九 い に 関 特 め 営 八 い に 関 特 め 営							
七	円 い に に	て 基 す 別 の に 百 て 基 す 別 の に 億 て 基 す 別 の に							
十	て 基 関	、 づ る 会 公 必 万 、 づ る 会 公 必 円 、 づ る 会 公 必							
八	、 づ す	額 き 法 計 債 要 円 額 き 法 計 債 要 額 き 法 計 債 要							
億	額 き る	面 発 律 か の な 面 発 律 か の な 面 発 律 か の な							
八	面 発 法	金 行 第 ら 発 財 金 行 第 ら 発 財 金 行 第 ら 発 財							
千	金 行 律	額 し 二 の 行 源 額 し 二 の 行 源 額 し 二 の 行 源							
九	額 し 第	で た 条 繰 及 の で た 条 繰 及 の で た 条 繰 及 の							
百	で た 四	千 利 第 入 び 確 二 利 第 入 び 確 二 利 第 入 び 確							
六	九 利 十	九 付 一 れ 財 保 十 付 一 れ 財 保 十 付 一 れ 財 保							
十	百 付 七	百 国 項 の 政 を 六 国 項 の 政 を 四 国 項 の 政 を							

十 口 イ 一 発	九 八 振額最 替 額 単 面 位 金	八 口 ハ 二 争非者特国札非入価發 入価・別債發競札格行行 札格第參市行争發競価 發競I加場、入行争格日	
厘額上額	平す額の振	五 円九	千千十二五
面の面	成るの記替	万 百	円九円十万
金そ金	二。整載法	円 二	百六円
額れ額	十 数又の	十八	五億
百ぞ百	二 倍は規	億 十八	億八
円れ円	年 の記定	億 六	千
にのに	二 金録に	八 千	千百
つ応つ	月 額はよ	七 八千	五百三
き募き	十五 に、る	十三	百三十
百価百	五 よ最振	三	六十三
円格円	日 る低替	万 四	十万七
八八	も額口	六	四万七
錢錢	の面座	千	万八百三
七七	と金簿		

十
九
十
八
十
七
十
六
十
五

十
四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限
子以

平
成
二
十
二
か
ら
年
二
月
知
つ
月
十五
を
受
五
日
け
た
者

財務大臣から通知を受けた者

日額平利てを毎年二月六各及き十月支び百五円日に期月に十すお五るい日

額面金額 $\times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$

十
三
十
二

初利入価・別債行
期札格第参市及
利発競Ⅱ加場び
子率行争非者特国

規下は期た期平年
定、が金と成〇
す次そ銀額し二・
る号の行を、十二
期及翌休支次二パ
日び當業払の年一
に第業う算八セ
つ十日。式月ン
い五にたに十ト
て号支當だよ五
同に払たしり日
じおうる、算を
。いへと支出支
。て以き払し払